

第 2 次 財 政 健 全 化 計 画

平成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 4 月

広 島 市

目 次

はじめに	1
(1) 市財政の現状	1
(2) 平成15年(2003年)7月の「中期財政収支見通し」と「財政非常事態宣言」	1
(3) 平成15年(2003年)11月の「次期財政健全化計画素案」	2
(4) 平成16年度(2004年度)当初予算編成における取組み	2
(5) 「第2次財政健全化計画」の策定	2
1 財政健全化の基本方針	3
(1) 財政健全化の目的	3
(2) 財政健全化の基本姿勢	3
(3) 計画期間	3
(4) 目標	3
(5) 財政健全化の取組方策	4
(6) 計画の改定	4
2 具体的取組み	5
(1) 歳出削減	5
事務事業の見直し	5
投資的経費の縮減	8
人件費の削減	9
公債費負担の平準化	9
特別会計・企業会計の見直し	10
(2) 歳入確保	11
市税収入等の確保	11
受益者負担の適正化等	12
未利用地等の売却促進及び有効活用	13
地方税財政制度の改善	13
(3) 「第2次財政健全化計画」での取組みを踏まえた中期財政収支見通し	14
財源不足解消額	14
「第2次財政健全化計画」を達成した場合の中期財政収支見通し	15
3 財政運営の改善	17
(1) 予算編成手法の見直し	17
(2) 財政調整基金の充実	17
(3) 行政改革計画の進行管理	18
(4) 職員の意識改革	18
おわりに	19

はじめに

(1) 市財政の現状

広島市では、平成9年(1997年)11月、バブル崩壊後の景気低迷等に伴って生じた厳しい財政状況を克服し、行政ニーズに弾力的かつ的確に対応できる財政構造をつくりあげるため、「広島市財政健全化計画(計画期間 平成10～15年度)」を策定し、これまで、この計画を基本とした財政運営に努めることにより、市財政の健全化に一定の成果をあげてきました。

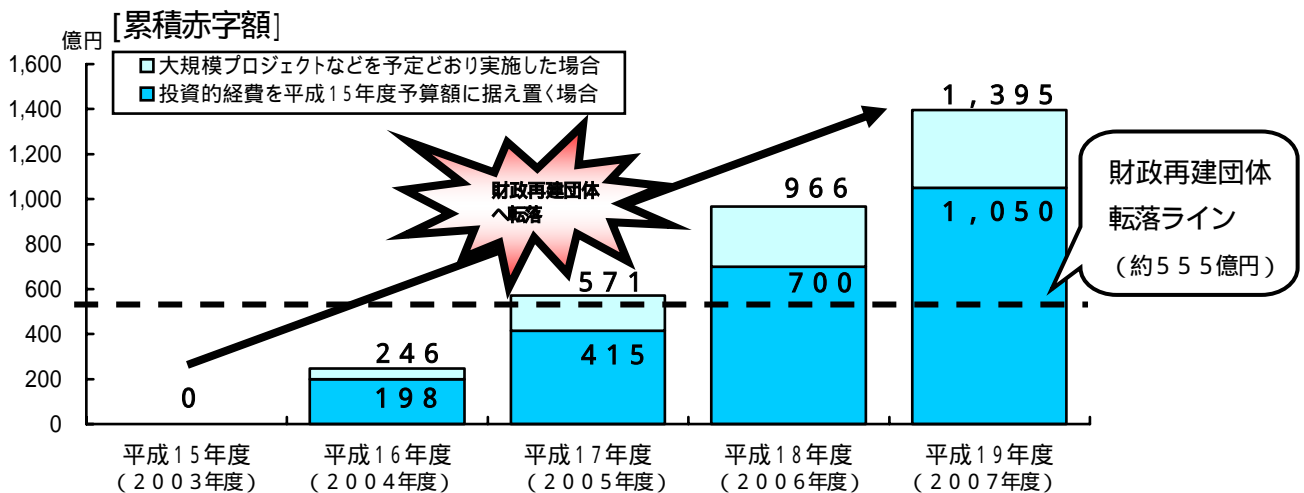
しかしながら、長引く景気の低迷や地価下落により、歳入の三本柱の全て、すなわち、市税収入は7年連続で減少を続け、市債残高は平成15年度末(2003年度末)には一般会計で約9,600億円にも達する状況においては新たな借入は抑制せざるを得ない上、国のいわゆる三位一体改革により国庫補助負担金や地方交付税の改革が進んでおり、さらに厳しい状況が懸念されています。

一方、歳出の面でも、高齢化の急速な進展などにより医療・福祉関係経費が増加するとともに、借入金の返済が増大するなど、市財政は依然として厳しい状況にあります。

(2) 平成15年(2003年)7月の「中期財政収支見通し」と「財政非常事態宣言」

平成15年(2003年)7月に作成・公表した「中期財政収支見通し」では、仮に現状のままの財政運営を継続し、何らの財政健全化策を講じなかった場合には、平成16年度(2004年度)から平成19年度(2007年度)までの間、年平均で約350億円、4年間で1,395億円という巨額の赤字(収支不足)が生じることが見込まれ、早ければ平成17年度(2005年度)にはいわゆる「財政再建団体」に転落するという極めて厳しい状況が明らかになりました。

このため、平成15年(2003年)10月、「財政非常事態宣言」を発し、将来世代に健全な財政を引き継ぎ、未来の創造を果敢に推し進めていくための抜本的な財政改革を断行する決意を表明するとともに、皆様の御理解と御協力をお願いしました。



(3) 平成15年(2003年)11月の「次期財政健全化計画素案」

このような本市が直面する財政危機を克服し、将来世代に過度の負担を残さない財政運営を着実に実現するため、今回策定した「第2次財政健全化計画」に先立ち、平成15年(2003年)11月に「次期財政健全化計画素案」を作成・公表しました。

この中で、平成15年(2003年)7月の「中期財政収支見通し」で平成16年度(2004年度)から平成19年度(2007年度)までの4年間に見込まれた1,395億円という巨額の財源不足の具体的な解消案(1,322億円)をとりまとめ、この素案に対する市民の皆様の御意見をいただき、それらを参考に「第2次財政健全化計画」を策定することにしました。

(4) 平成16年度(2004年度)当初予算編成における取組み

この抜本的な財政改革のスタートの年である平成16年度(2004年度)の予算編成に当たっては、「次期財政健全化計画素案」なども踏まえながら、この財政危機を克服し、新たな市民ニーズに的確に対応し得る弾力性のある健全な財政体質を確立することを目標に編成しました。

平成16年度(2004年度)当初予算では、歳入面で、収納率の向上による税収等の確保や受益者負担の適正化などに積極的に取り組むとともに、歳出面では、義務的経費や投資的経費を含む全ての経費について、聖域なく、徹底した見直しを行い、その削減に取り組みました。

その結果、平成15年(2003年)7月の「中期財政収支見通し」で見込まれていた平成16年度(2004年度)の財源不足額(約246億円)を解消するとともに、市債の実質残高の減少やプライマリーバランスの黒字の達成、財政調整基金の残高の確保など、本市の財政体質の改善に一定の成果をあげることができました。

(5) 「第2次財政健全化計画」の策定

本市の財政を取り巻く環境は、今後も、市税収入等の減少や義務的経費の増加が見込まれるなど、依然として厳しく、さらに思い切った財政改革に向けた取組みを進めていかざるを得ない状況にあります。

そのため、今回、「第2次財政健全化計画」をとりまとめ、抜本的な財政改革を進めるための具体的な方策を示し、これを基本とした財政運営を行うことにより、直面する財政危機を克服し、将来世代に過度の負担を残さない財政運営を着実に実現し、新たな市民ニーズに的確に対応し得る弾力性のある健全な財政体質を確立します。

1 財政健全化の基本方針

(1) 財政健全化の目的

社会経済情勢が急激に変化する中、今後ますます多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくためには、健全な財政体質を確立することが必要不可欠です。

このため、「第2次財政健全化計画」を策定し、中長期的な展望に立ち、財政の健全化に向けた取組みを一層強化していきます。

(2) 財政健全化の基本姿勢

現下の財政危機を克服し、将来世代へ過度の負担を残さない「持続可能な財政運営」を実現するため、

職員一人一人が、現在の危機的な財政状況を十分認識し、最少の経費で最大の効果をあげるという行政運営の基本に立ち戻り、内部経費の節減をはじめ事務事業の見直しについて、全庁を挙げて取り組みます。

見直しに当たっては、事務事業に内在する構造的な問題を明らかにして問題意識を共有し、新たな発想の下、各部局が率先して取り組みます。

(3) 計画期間

平成16年度(2004年度)から平成19年度(2007年度)までの4年間

(4) 目標

「中期財政収支見通し」で見込まれる巨額の財源不足の解消
平成16年度(2004年度)以降の市債の実質残高の抑制
新たな市民ニーズに的確に対応し得る弾力性のある財政体質の確立

(5) 財政健全化の取組方策

厳しい財政健全化の過程にあっても、市民に対する行政サービスの停滞は許されません。市民ニーズに的確に対応していくため、市政全体を聖域なく見直し、以下のような具体的な取組方策により、財源を確保していきます。

歳出削減

事務事業の見直し

- ・ 公共施設の管理運営費の見直し
- ・ 内部管理経費の節減
- ・ 扶助費の見直し
- ・ 補助金の見直し
- ・ 公益法人、第三セクター等の経営の合理化・効率化
- ・ 土地開発公社長期保有地の取扱方針の策定
- ・ 入札制度の改善

投資的経費の縮減

人件費の削減

公債費負担の平準化

特別会計・企業会計の見直し

歳入確保

市税収入等の確保

受益者負担の適正化等

未利用地等の売却促進及び有効活用

地方税財政制度の改善

(6) 計画の改定

社会経済情勢の変化や、国において検討されている三位一体改革（国から地方への税源移譲を含む税源配分の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の改革）、道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し等に対応するため、計画期間中でも必要があれば、本計画の適時適切な改定を行います。

2 具体的取組み

(1) 歳出削減

事務事業の見直し

< 総括的事項 >

行政改革大綱や行政改革計画に基づき、抜本的な改革に取り組みます。

現在の危機的な財政状況を十分認識し、今一度基本に立ち返って、事務事業の総点検・再構築を行い、行政改革の一層の推進に取り組みます。

事務事業の見直しに当たっては、市民ニーズや社会経済情勢の変化等を見極め、行政評価制度を積極的に活用し、事業の必要性・効果等を改めて検討し、これまでの慣例や既存の予算にとらわれることなく、ゼロベースで徹底した見直しに取り組みます。

国・県・民間で類似のサービスが実施されている事業や国・県補助事業に本市が単独で施策の上乗せ等を実施している事業については、それぞれの責任範囲の明確化や行政が実施する必要性の有無の再検討を行い、本市が実施する必要性の乏しいものは廃止も含め見直します。

右肩上がりの発想を転換し、対象の増加が見込まれる事業については、総額（規模×単価）を一定の水準に抑制することや、例えば、近年、活動が活発化しているNPOやボランティアとの連携、PFIの導入等、予算規模は縮小しても事業効果は維持あるいはむしろ増大させていくための創意工夫を行うなど、新しい発想の下に事務事業を見直します。

新規・拡充事業については、施策目的や目標、将来の財政負担を明確にするとともに、事業の必要性、緊急性、事業効果、民間等との役割分担等の観点から慎重に検討し、真にやむを得ないものに限るとともに、実施に当たっては、必ず既存の事務事業の見直しを行い、その事業に必要な財源を確保した上で実施します。

市民サービスの向上、経済的効果、効率化及びコスト縮減などの観点から、PFI方式などのように民間の資金、ノウハウ、人材等の資源を有効活用する事業手法を積極的に導入します。

< 個別的事項 >

(公共施設の管理運営費の見直し)

各種公共施設の管理運営費については、光熱水費や消耗品費等のより一層の節減に努め、業務委託についても、適正な単価で積算するとともに、市民サービスに著しい支障を来さないように留意しながら、仕様の見直しなどにより、徹底した経費の削減を行います。

地方自治法の改正により公の施設について「指定管理者制度」が導入され、平成18年(2006年)9月までに新制度への移行を完了する必要があります。指定管理者制度は、民間のノウハウや発想を取り入れることで、より効果的・効率的な市民サービスを提供することや管理運営費の削減、施設稼働率向上による使用料収入の増加が期待できるというメリットがあります。

こうしたことを踏まえ、公の施設については、現行の運営形態を前提とすることなく、施設が設置された当初の原点に立ち戻り、まず本市が公の施設として設置する必要性や、本市が自ら施設の管理運営を行う必要性について検証を行います。

その検討を基に、本市の直営、指定管理者制度の導入など、施設の目的や性質に応じた最適な運営形態を選択し、準備作業が終了した施設から順次新制度へ移行します。

(内部管理経費の節減)

消耗品費や旅費・食糧費などの内部管理経費については、徹底した節減合理化に努めるとともに、執行方法の見直しなど創意工夫を凝らして効率的な執行に努め、さらに厳しく削減します。

(扶助費の見直し)

今後、市税をはじめとする収入の自然増が見込めない財政状況の下では、現行制度のままだも対象者数の増により財政負担が増加するため、従来を全て維持したまま、新たな市民ニーズに応えることはできない状況です。

このため、既存制度について、運用のさらなる適正化と再編構築を図り、新たなニーズにも対応していけるよう努めます。

(補助金の見直し)

補助金については、「広島市補助金制度検討委員会」の報告を踏まえ、早期に市としての方針を定め、平成16年度(2004年度)以降、個別の補助金の本格的な見直しに着手します。

見直しに当たっては、補助金の交付が、漫然と長期・固定化することを排し、総額を抑制していく中でも、市民活動がより活発に展開されるよう、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものが適時見直される一方で、新たな必要性の高いものは時期を逃さず採り入れることもできるような、柔軟性のある制度への転換に取り組みます。

具体的には、統一的な観点に基づく評価の実施や定期的に見直しを行うための終期の設定など、補助金の交付基準等の整備を図るとともに、補助金の審査に参画する新たな第三者機関の設置、公募制の導入などを検討します。

(公益法人、第三セクター等の経営の合理化・効率化)

公益法人、第三セクター等については、事業の必要性や公共性等事業の意義を確認するとともに、設立目的に沿った事業が展開されているか、指定管理者制度の導入等社会経済情勢の変化を踏まえ、事業内容等の見直しは必要ないか、事業が効果的・効率的に実施されているか等について検討を行います。その結果、事業効果が低下しているもの、行政目的が既に達成されている、あるいは公的関与の必要性が薄れているものについては、公的支援の見直しをはじめ、統廃合を含めた経営改革を検討します。

このため、公益法人、第三セクター等を所管する関係局長による会議を設置し、経営上の課題やその対応策、指定管理者制度への対応方針等についての検討を開始したところであり、今後、市民・議会・専門家等の意見を聴きながら、方針を決定します。

(土地開発公社長期保有地の取扱方針の策定)

土地開発公社が保有している土地の中には、取得後の社会経済情勢の変化や厳しい財政状況など諸般の事情により、事業が予定どおり進まず再取得が遅れているものがあります。

このため、土地開発公社の経営健全化の観点からも、土地開発公社保有地の取扱方針等について、現在、庁内において「土地開発公社長期保有地の取扱方針に関する検討会議」を設置して検討しています。この検討結果を踏まえ、土地開発公社保有地の再取得・処分時期を明確にし、利息負担の軽減や事業化までの有効活用を図ります。

(入札制度の改善)

平成17年度(2005年度)から導入を予定している電子調達システムに合わせて、談合等不正行為のできない入札・契約の仕組みを確立するとともに、これまでの取組みを検証しながら、

- ・過度の低価格入札の排除
- ・地元中小企業の受注機会の確保
- ・不良不適格業者の排除
- ・建設コンサルタント業務等における受注意欲を反映した入札方式の導入
- ・総合評価入札制度の活用

など、新たな改善に取り組み、業者間の公正な競争の推進によるコスト縮減や制度の適正な運用に努めます。

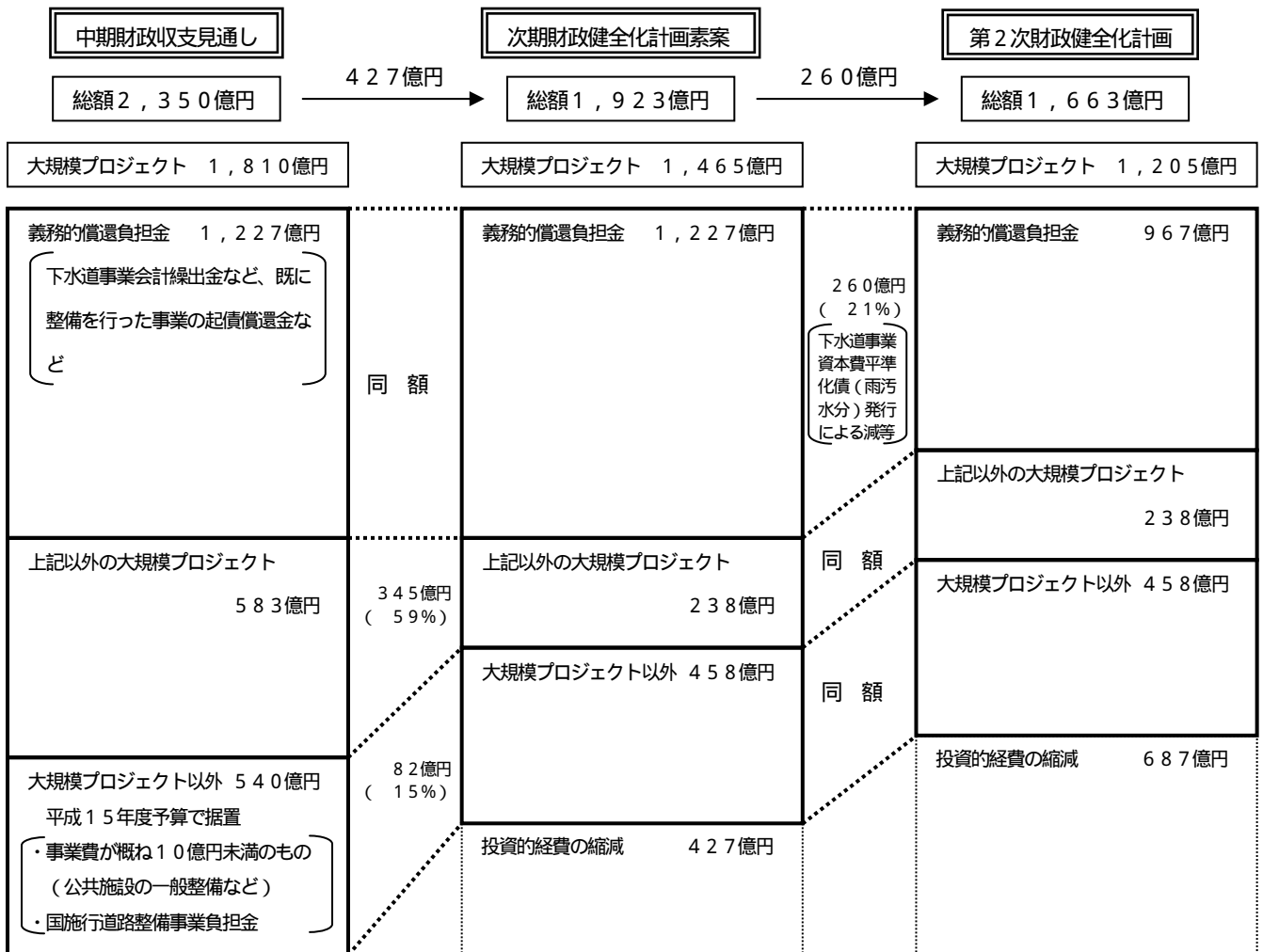
投資的経費の縮減

投資的経費のうち大規模プロジェクトについては、平成16年度(2004年度)予算において、「広島市公共事業見直し委員会」からの第1次及び第2次中間報告を尊重しつつ、これまでの事業の経緯、特に地元関係住民や国・県との関係などを総合的に考慮し、必要となる経費を計上しました。

今後、投資的経費全般について、これまでの「広島市公共事業見直し委員会」の客観的かつ専門的な観点からの意見も踏まえ、着実に見直しを進めます。

各工事の設計・積算に当たっては、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、計画に掲げられている取組みを実施するなど、積極的にコスト縮減に努めるとともに、ランニングコストの低減等も含めた総合的なコスト縮減にも努めます。

今後4年間の投資的経費(一般財源)の実施可能額について



人件費の削減

職員の意欲・能力を一層引き出していくような人事・給与制度の運用に努めるとともに、組織の効率化や事務事業の見直し等を一層進め、引き続き職員数を削減します。また、職員の給与については、平成16年(2004年)1月から全職員を対象とした給与の一時的な減額を行うとともに、同年4月から、調整手当及び退職手当の引き下げ、通勤手当の支給方法の変更を実施します。

今後とも、国、類似都市の動向、社会経済情勢の変化及び本市の財政状況を踏まえた取組みを引き続き進め、人件費の抑制に努めます。

(職員数の削減)

事務事業の縮小廃止や民間委託・移管、IT化の推進、正規職員から非常勤職員及び臨時職員への切り替えなどにより職員数の見直しを行い、効率的な職員配置に努めながら、引き続き職員数の削減に取り組みます。

平成16年度(2004年度)から平成22年度(2010年度)までの7年間で、約5%、約600人を目標に職員数の削減を行うことを基本とし、本計画期間中である平成16年度(2004年度)から平成19年度(2007年度)までの4年間において、約3%、約350人の削減を行います。

公債費負担の平準化

「世代間負担の平準化」、「当面の財政負担の軽減」などの観点から、満期一括償還方式の市債に係る償還財源の減債基金への積立方式について、償還最終年度(30年目)まで均等に元金を負担することを基本に、見直しを行います。

<見直しによる影響額(「第2次財政健全化計画」の期間中)>

区 分	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	合 計
現行方式での積立額 A	218億円	224億円	236億円	254億円	932億円
見直し後の積立額 B	145億円	165億円	184億円	205億円	699億円
差 引 (B - A)	73億円	59億円	52億円	49億円	233億円

特別会計・企業会計の見直し

(公営企業の経営改革)

公営企業は、市民生活になくってはならないサービスを常に安定的に供給する使命を有していますが、その一方で事業収入が伸び悩み、施設の建設に伴い減価償却は年々増加し、多額の企業債残高も抱える中で、経営環境が厳しさを増しています。また、一般会計からの繰出金も多額となっており、本市財政を圧迫しています。

さらに、公営企業を取り巻く環境も、人口減少、少子高齢化の進展や公の施設に係る指定管理者制度、地方独立行政法人制度の創設など大きく変化しています。

こうした状況の下、経営上の課題や将来にわたる公営企業のあり方について検討を行い、独立採算の原則に基づく自立した経営の確立を目指し、公営企業の経営改革を進めます。

(特別会計)

介護保険事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、中央卸売市場事業特別会計、農業集落排水事業特別会計などの特別会計については、業務の効率化などによる徹底した経費の節減を行うとともに、受益者負担の適正化・収納率の向上を図り、一般会計からの繰出金を抑制します。

(下水道事業会計)

下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金は毎年多額に上っており、特に、本来なら、全額使用料で賄うべき汚水処理経費の資本費については、平成12年度(2000年度)から平成15年度(2003年度)までの財政計画ではその80%(実績では75.2%)までしか使用料で賄えていません。

このため、受益者負担の適正化の観点から、使用料の改定により汚水処理経費の資本費に対する使用料充当率を引き上げるとともに、より一層のコスト縮減や業務の合理化・効率化などに努め、一般会計からの繰出金を抑制し、独立採算の原則に基づく経営の確立を目指します。

(水道事業会計、病院事業会計)

独立採算の原則に基づき、将来にわたる的確な収支見通しの下に、従来にも増して徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、財源の確保などに努め、一層の経営の健全化を計画的に進めます。

(2) 歳入確保

市税収入等の確保

市税収入等については、住民負担の公平性等の観点から、滞納整理の強化・口座振替の加入促進等による収納率の向上や公平・適正な課税等に努めるとともに、中長期的には地域経済の活性化による税源の充実を図るなど、あらゆる対策を講じ、収入確保に積極的に取り組みます。

(広島市収納対策本部の進行管理)

市税、国民健康保険料、保育料、住宅使用料等 11 科目の徴収金を担当する部局で構成する「広島市収納対策本部」を設置し、各部局間の連携や市税等の収納強化策を実施することにより、収納率の向上に取り組んでいます。引き続き、日曜休日の臨時納付窓口の拡大などの連携策や特別滞納整理班による高額滞納事案の整理促進などの市税収納強化策の進行管理を行うとともに、その過程で滞納整理の状況を分析し、連携策等の見直しや新たな充実策を実施します。

(収納率の目標の設定)

市税等の目標収納率については、「広島市財政健全化計画(計画期間 平成10～15年度)」で設定した目標やこれまでの実績等を踏まえ、以下のような新たな目標を設定し、この目標達成に向けた取組みを進めます。

<主な収入の目標収納率>

区 分	平成19年度目標収納率		平成15年度 決算見込収納率
	現年分	合 計	現年分
市 税	99.0%	96.0%	98.6%
国民健康保険料	90.0%	76.5%	88.1%
介護保険料	99.0%	97.6%	98.3%
保 育 料	98.5%	91.5%	97.9%
住 宅 使 用 料	98.0%	83.1%	96.3%

(法定外税等のあり方の検討)

法定外税等については、地方税財政に係る国の動向や経済情勢を見極めながら、特定の政策推進に必要な財源確保策として、そのあり方を検討します。

受益者負担の適正化等

使用料・手数料については、管理運営や事務の簡素効率化等徹底した経費の節減に努めるとともに、市民の立場に立ったサービスの改善・向上を図りながら、住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立って、受益とコストのバランス、他都市や民間との均衡なども考慮し、その適正化に努めます。

原則として、管理運営費等のコストを回収できていないものについては、依然として厳しい経済情勢や市民生活への影響などにも配慮しながら、順次改定します。

また、高齢者等に対する公共施設使用料の減免措置については、現在の本市の財政状況、住民負担の公平性の観点、社会経済情勢の変化などを踏まえ、その必要性等を改めて検証するとともに、各施設の利用実態や施設利用者の声なども考慮しながら、その適正化に努めます。

公共施設の駐車場など、受益が特定され、個別的なサービスでありながら無料となっているものについては、新たな負担の導入に向けて取り組みます。

また、ロードプライシングについては、他都市の検討事例等を参考にしながら、課題整理等を行い、導入の研究を行います。

公共施設等の駐車場については、現在、その多くが無料で一般の利用に供されており、受益者負担の適正化や自家用車から公共交通機関への転換を図る観点から、原則として全ての施設を対象に有料化を検討します。

有料化については、初期投資の財源確保、市民生活への配慮等の観点から、段階的に実施することにし、採算性や地域特性等を勘案しながら、一部の施設について、平成17年度(2005年度)からの有料化を検討します。

未利用地等の売却促進及び有効活用

現在保有している未利用地で具体的な利用目的のないものや分譲目的の用地については、公募売払等により積極的な売却に努めます。また、公募売払の促進のため、市民へのPR方法を含め、実施方法の見直しを行います。

「第2次財政健全化計画」の期間においては、年10億円、4年間で40億円（前計画と比べ、4年間で20億円の増）の売払収入の確保を目指します。

売却までの間や当面売却予定のない用地については、貸付実施要領を作成し、一時利用や一時貸付など暫定的な有効活用を図ります。事業予定地についても、本来目的に供するまでの間については、同様に効率的な財産管理に努めます。

地方税財政制度の改善

国は、平成15年（2003年）6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づき、国庫補助負担金や地方交付税の改革及び税源移譲を含む税源配分の見直しについて、三位一体で改革を進めています。

平成16年度（2004年度）予算においては、国庫補助負担金について1兆円規模の廃止・縮減が行われたのに合わせて、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を前提に、暫定措置として所得譲与税等が創設されました。しかしながら、地方交付税については、国の歳出の見直しと歩調を合わせ、地方財政計画の歳出を徹底的に見直すという方針の下、投資的経費などの地方の歳出が大幅に圧縮され、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額は大幅減となっています。

地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを進めていくためには、歳入構造を地方税中心とすることを目指すべきであり、国の三位一体改革が真の地方分権の時代にふさわしい地方税財政基盤の確立に向けた改革となるよう、県や他の政令市等と連携しながら、国等に対して強く働きかけを行います。

(3) 「第2次財政健全化計画」での取組みを踏まえた中期財政収支見通し

財源不足解消額

平成15年(2003年)7月の「中期財政収支見通し」で試算した平成16年度(2004年度)から平成19年度(2007年度)までの4年間の財源不足額は、1,395億円ですが、以上の取組みにより1,556億円の改善を図ることを目標としています。

これに、地方交付税の収入見込みの減少などの時点修正を加味しても、今後4年間の財源不足を解消するとともに、財政調整基金残高を確保することが可能です。

区 分	財源不足解消目標額(4年間) (一般財源ベース)
歳 出 削 減	1,477億円
事務事業の見直し	365億円
投資的経費の縮減	687億円
人件費の削減	120億円
公債費負担の平準化	233億円
特別会計・企業会計の見直し	72億円
歳 入 確 保	79億円
市税収納率の向上	34億円
受益者負担の適正化	25億円
未利用地等の売却促進及び有効活用	20億円
合 計 A	1,556億円
地方交付税の減少などB	159億円
「中期財政収支見通し」での財源不足額C	1,395億円
差 引(A+B-C)	2億円

「第2次財政健全化計画」を達成した場合の中期財政収支見通し

「第2次財政健全化計画」を達成した場合の計画期間中（平成16年度（2004年度）～平成19年度（2007年度））の財政収支見通しは下表のとおりです。

平成15年（2003年）7月の「中期財政収支見通し」で試算した1,395億円の財源不足が解消できます。また、国の制度に基づく臨時財政対策債の発行などにより、見かけ上の市債残高は増加しますが、市債の実質残高（ ）は減少させながら、財政調整基金の残高を確保しています。

市債の実質残高：市債残高の総額から「後年度の償還財源が地方交付税等により補てんされる減税補てん債などの特別な市債の残高」と「将来の返済に備えて減債基金に積み立てている額」を除いた額

（単位：億円、％）

区 分	16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)		平成18年度 (2006年度)		平成19年度 (2007年度)		平成16～19年度計 (2004～2007年度計)		差引 (A)-(B)	
	事業費	事業費	伸率	事業費	伸率	事業費	伸率	第2次計画 (A)	中期見通し (B)		
歳 出	消費的経費	2,807	2,820	0.5	2,836	0.6	2,871	1.2	11,334	11,717	383
	人件費	843	856	1.5	867	1.3	893	3.0	3,459	3,571	112
	物件費・ 維持補修費	677	653	3.5	639	2.1	623	2.5	2,592	2,825	233
	扶助費	932	956	2.6	984	2.9	1,013	2.9	3,885	3,830	55
	補助費等	355	355	0.0	346	2.5	342	1.2	1,398	1,491	93
	投資的経費 (うち人件費)	918 (13)	924 (13)	0.7 (0.0)	899 (13)	2.7 (0.0)	892 (13)	0.8 (0.0)	3,633 (52)	5,378 (60)	1,745 (8)
	公債費等	840	853	1.5	887	4.0	874	1.5	3,454	3,776	322
	その他	757	753	0.5	745	1.1	741	0.5	2,996	3,433	437
計 a	5,322	5,350	0.5	5,367	0.3	5,378	0.2	21,417	24,304	2,887	
歳 入	市 税	1,937	1,936	0.1	1,884	2.7	1,870	0.7	7,627	7,636	9
	地方譲与税等	350	350	0.0	350	0.0	350	0.0	1,400	1,292	108
	地方交付税	480	430	10.4	440	2.3	430	2.3	1,780	2,000	220
	国庫支出金	879	915	4.1	934	2.1	938	0.4	3,666	3,818	152
	市 債	511	569	11.4	579	1.8	589	1.7	2,248	3,270	1,022
	うち 臨時財政対策債	190	190	0.0	190	0.0	190	0.0	760	1,000	240
	うち 減税補てん債等	41	41	0.0	41	0.0	41	0.0	164	116	48
	うち通常分	280	338	20.7	348	3.0	358	2.9	1,324	2,154	830
	その他	1,165	1,175	0.9	1,180	0.4	1,178	0.2	4,698	4,893	195
計 b	5,322	5,375	1.0	5,367	0.1	5,355	0.2	21,419	22,909	1,490	
差引 c = b - a	0	25		0		23		2	1,395	1,397	
財政調整基金残高 (前年度残高 + c)	51	76		76		53					
起債制限比率	16.0	15.5		14.7		15.0					
年度末市債残高	9,653	9,749		9,826		9,940					
実 質 残 高	8,161	8,053		7,928		7,791				8,334	

(参考)

平成15年度末 (2003年度末)	9,599
	8,334

(注1) 平成16年度(2004年度)は当初予算である。

(注2) 「中期見通し」とは、平成15年(2003年)7月に公表した「広島市の中期財政収支見通し」を指す。

(参考：推計の考え方)

歳出

区 分	平成17年度(2005年度)以降の推計の考え方
人件費	職員数は行政改革計画における削減目標を反映させ、退職手当は定年退職者等の推移を勘案して試算。 給与改定は見込まない。
物件費、維持補修費	物件費 平成16年度予算額から毎年3%ずつ削減。(新規施設の管理運営費分を除く。) 維持補修費 平成16年度予算額で据置。
扶助費	高齢者、障害者、児童、生活保護、原爆被爆者対策など分野ごとに過去の実績等を参考に個別に試算。
補助費等	平成16年度予算額から毎年3%ずつ削減。 ただし、私立保育園運営費、下水道事業会計に対する補助費等は個別に試算し、税過誤納還付金は平成16年度予算額で据置。
投資的経費	過去の整備分に係る下水道事業会計への繰出金など、大規模プロジェクトのうちの義務的償還負担金については個別に試算。 その他については、「次期財政健全化計画素案」で示した削減目標額と同額とした。
公債費等(減債基金積立金を含む)	満期一括償還方式の市債に係る減債基金への積立方式を見直した後の償還パターンに基づき試算。
貸付金、繰出金その他	出資金・積立金・貸付金 原則、平成16年度予算額で据置。 繰出金 老人保健特別会計・国民健康保険事業特別会計・中央卸売市場事業特別会計に対するものは、会計ごとに個別に試算。 その他は平成16年度予算額で据置。

歳入

区 分	平成17年度(2005年度)以降の推計の考え方
市税	個人・法人市民税 平成16年度予算をベースに、平成19年度までの経済成長率を0%で据え置き、税制改正等の影響額を反映させて試算。 固定資産税 平成16年度予算をベースに、地価下落等の影響額を反映させて試算。 なお、収納率については、平成19年度に目標である現年分99%を達成できるよう、段階的に引き上げていく。
地方譲与税等	平成16年度予算額で据置。
地方交付税	平成16年度予算額で据置。 ただし、下水道事業資本費平準化債等発行に伴う影響額(平成17年度以降の3か年で140億円の減)を反映させている。
国庫支出金	扶助費、私立保育園運営費、投資的経費に係るもの及びN T T 債元金償還に対する補助金は、歳出に合わせ個別に試算。 その他は平成16年度予算額で据置。
市債	通常分は歳出に合わせ個別に試算。 臨時財政対策債、減税補てん債等は平成16年度予算額で据置。
諸収入、使用料・手数料その他	主なものは個別に試算し、その他は過去の実績額あるいは平成16年度予算額で据置。 なお、財産収入にあつては、未利用地等の売却促進による売払収入の目標額を、使用料・手数料にあつては、受益者負担の適正化による改定の影響額をそれぞれ反映させている。

3 財政運営の改善

(1) 予算編成手法の見直し

「第2次財政健全化計画」における財源確保の取組みでは、内部努力や事務事業の見直しなど、今まで行ってきた取組みをさらに徹底していくことが重要になってきます。

そのためには、各部局が主体性と責任を持って創意工夫を凝らしながら事業の再編構築を行っていくことが不可欠であり、予算編成手法についても、各局の自主的な取組みを促すような仕組みを構築します。

また、現下の極めて厳しい財政状況においては、予算編成過程で事務事業の厳しい選択が必要となることから、市民の視点に立った事業の立案・実践・評価を行うための行政評価制度と連携した予算編成手法や限られた財源のより重点的・効率的な配分によって、直面する政策課題に対応するための仕組みについても検討します。

さらに、引き続きバランスシートや行政コスト計算書の充実を図るとともに、行政評価制度の実施と併せ事業の目的と効果を公開するなど、その他の財政関係資料もよりわかりやすくなるよう工夫し、職員の意識改革や市民の皆様に対するアカウンタビリティ（説明責任）の向上に努めていきます。

(2) 財政調整基金の充実

財政調整基金は年度間の財源調整の根幹をなすとともに、災害等の不測の事態に対応するための基金です。今後、安定的な財政運営を行っていくためには、年度間の財源調整機能を強化するとともに、災害等に伴う緊急臨時的な財政支出に対応できるよう、財政調整基金の充実が必要となります。

近年においては、年度当初に基金のほぼ全額を取り崩す財政運営を行っていましたが、平成16年度（2004年度）当初予算では、財政調整基金の取崩しを抑制し、年度当初から基金残高51億円を確保しました。

今後とも、財政状況や社会経済情勢等を勘案し、健全な財政運営が図れるよう、財政調整基金の適正な規模の確保に努めます。

(3) 行政改革計画の進行管理

今回策定した行政改革計画については、計画の実効性を確保するため、毎年度、取組内容、スケジュール等を確認し、計画的な実施を図るとともに、進捗状況をフォローアップするなど、行政改革推進本部において進行管理を行い、計画に基づく財政運営を進めます。

(4) 職員の意識改革

将来世代へ過度の負担を残さない財政運営を推進するためには、職員一人一人が、全体の奉仕者であるという自覚を持ち、

最少の経費で最大の効果をあげるという行政運営の基本に立ち戻ること

経営感覚に基づく徹底したコスト意識を常に持つこと

新しい意識・発想の下に、事務事業全般について見直しを行うこと

市民のニーズを的確に把握した上で、「それに応えるには何をすべきか」という問題意識を絶えず持つこと

が大切です。

職員全体がこのような考え方に沿って、できる事から迅速に行動し、着実に具体的成果をあげることができるよう、あらゆる機会を捉えて職員の意識改革に努めます。

おわりに

社会経済情勢が急激に変化する中、今後ますます多様化・複雑化する市民ニーズに応えていくためには、財源を確保して収支を均衡させるにとどまらず、中長期的な展望に立ち、弾力性のある財政体質の確立を図っていく必要があります。

そのためには、職員一人一人が最少の経費で最大の効果をあげるという行政運営の基本に立ち戻るとともに、新たな発想の下、全庁を挙げて、これまでも増して徹底した抜本的財政改革に取り組んでいかなければなりません。

今後とも、厳しい財政状況が続くものと見込まれますが、本市では、このような現状をむしろ、さらに美しい都市広島の実現に向けての新たな展望を拓くチャンスと受け止め、市政を抜本的に見直していく過程で、広島が「万人の故郷」、そして世界の一流都市として不動の評価を受けられるよう、21世紀を広島時代にするための基礎づくりを具体的に始めていきたいと考えています。

財政健全化に向けた取組みは、この計画期間で完了するものではなく、計画期間終了後も、少子高齢化の進展等により、義務的経費の増加が見込まれるなど、厳しい状況が予想されます。そのため、計画期間終了後も、中長期的に本計画の基本的な視点を踏まえながら、全力を挙げて財政改革に取り組んでいきます。